

第2次潟上市国土利用計画

平成30年3月

潟上市

目 次

前 文	1
1. 市土利用に関する基本構想	2
1.1. 市土利用の基本方針	2
1.2. 市土の現況	2
1.3. 総合計画における土地利用について	3
1.4. 利用区分別の市土利用の基本方向	4
1.5. 地域別の市土利用の基本方向	5
2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその概要	7
2.1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	7
2.2. 利用区分別の概要	8
3. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を達成するために 必要な措置の概要	10
3.1. 公共の福祉の優先	10
3.2. 土地利用に関する法律等の適切な運用	10
3.3. 地域整備施策の推進	10
3.4. 市土の保全と安全性の確保	10
3.5. 環境の保全と美しい市土の形成	10
3.6. 土地利用の転換の適正化	11
3.7. 土地の有効利用の促進	11
3.8. 多様な主体の参画と連携	12
3.9. 土地に関する調査の推進及び計画の点検	12

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、潟上市の区域における国土（以下「市土」という）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域及び秋田県の区域について定める国土及び県土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画及び県計画）を基本とし、かつ、第2次潟上市総合計画に即して策定したものである。

なお、計画と実績の比較検討の結果、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

1. 市土利用に関する基本構想

1.1. 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。

このため、市土の利用については、すべての市民が心豊かに暮らしてゆくために、緑豊かな自然環境の保全と活用を図り、有形・無形の歴史的・文化的遺産など地域資源を活かした個性的な土地利用を推進する。併せて、公共公益施設がその役割や効果を十分に発揮でき、地域の均衡ある発展が図れるよう、長期展望に基づいた計画的・総合的な土地利用対策を推進する。

1.2. 市土の現況

本市は9,773haの市土を有し、その利用現況は、農用地が35.2%、森林が32.1%、水面・河川・水路が4.6%、道路が6.8%、宅地が8.9%、その他が12.3%であって、農用地及び森林の占める割合が高くなっている。

この10年間の市土利用の推移をみると、秋田県の傾向と同様、宅地や道路が増加している反面、農用地及び森林面積が減少している。

■土地利用の現況

区 分	平成 18 年 (ha)	平成 27 年 (ha)	平成 27 年 構成比 (%)	伸び率 H27/H18 (%)
農 用 地	3,461	3,440	35.2	99.4
森 林	3,228	3,138	32.1	97.2
原 野	3	3	0.0	100.0
水面・河川・水路	445	450	4.6	101.1
道 路	661	669	6.8	101.2
宅 地	798	870	8.9	109.0
住 宅 地	543	574	5.9	105.7
工業用地	23	32	0.3	139.1
その他の宅地	232	264	2.7	113.8
そ の 他	1,200	1,203	12.3	100.3
合 計	9,796	9,773	100.0	—

- (注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
2 合計等の数字は、四捨五入の関係で一致しない箇所がある。
3 市土面積は、「平成26年全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)により平成26年10月1日から変更となった。

(1) 農林業的土地利用

ア. 農用地の動向

近年は、宅地や道路用地等、他用途への転換も進み 21ha 減少しているが、農地整備事業の実施による農地の大区画化、担い手への集積・集約とそれに伴う農家の大規模化が進められている。

イ. 森林の動向

日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林等に指定されている。

砂丘群の間に点在する森林は、近年宅地造成等により開発が進められ、減少傾向にある。

(2) 自然的土地利用

本市は秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥沃な穀倉地帯となっている。市土の東部は南北に縦走する国道 7 号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いている。西側は田園、海岸林や八郎湖などの豊かな自然環境を有している。

(3) 都市的土地利用

本市は国道 7 号と国道 101 号の沿道に市街地や住宅地が形成されており、そのなかで追分、二田、大久保、下虻川は地域の拠点となっているほか、天王、出戸、飯塚は主として住宅が集積している。

ア. 住宅地の動向

本市の住宅地は平成 18 年から平成 27 年にかけての増加面積は 31ha と、平成 8 年から平成 17 年までの増加面積約 64ha に比べて伸び率は約 5 割に鈍化している。

また、住宅地は増加しているものの、市内人口の減少が進んでおり、全国的な動向と同様、住宅地における低・未利用地及び空き家の増加が懸念される。

イ. 工業用地の動向

工業統計によると、県内企業の工業出荷額は、平成 20 年に起こったリーマンショックの翌年である平成 21 年に、前年比にして約 76% に減少した。また、本市においても工業出荷額は約 73% に減少し、32ha あった工業用地も平成 23 年までに 9ha 減少したが、平成 25 年以降は工業出荷額の回復がみられ、工業用地面積もリーマンショック以前の 32ha となっている。

ウ. その他の宅地の動向

平成 18 年から平成 27 年にかけての増加面積は 32ha と、事務所や店舗といったその他の宅地が増加している。

(4) その他

その他は平成 18 年から平成 27 年にかけて面積が 3ha 増加している。これは太陽光発電施設等の立地が増加していることも一因である。

1.3. 総合計画における土地利用について

平成 28 年 3 月に策定された第 2 次潟上市総合計画における土地利用の方向性は、次のとおりである。

本市は海、湖、森林、田園など多様な自然環境に恵まれており、このような豊かな自然環境を維持・保全し、次世代へ継承していくことが現代に生きる我々の責務といえる。

そのためには市域を大きく次の3つに分類し、多様な自然環境の維持・保全と良好な住環境を形成することとする。

- ① 都市的土地利用を推進する区域
あらゆる世代が安全・安心に生活できる良好な居住環境を形成する区域。
- ② 自然環境や農地を維持・保全していく区域
かけがえのない財産である農地、森林、水辺等の自然環境を未来へ継承し、また住む人々、訪れる人々が自然を身近に感じられるよう、環境の維持・保全を図る区域。
- ③ 多様な自然環境と共生する区域
自然環境の維持保全を基本としながら、自然の中での生活や、菜園が隣接するなどの多様な住環境ニーズに対応できる、居住空間づくりの誘導を図る区域。

1.4. 利用区分別の市土利用の基本方向

国土・県土利用の基本方針を踏まえた、市土の利用区分ごとの基本的な利用方向は次のとおりである。

(農用地)

農用地は、農業の経営安定を図るための基礎的資源である。本市の基幹産業は農業であるため、今後とも農業の振興と農地の保全を図るとともに、農業・農村と都市との調和及び遊休農地の活用等、農地の高度利用や地域の特性を十分に活かした生産性の高い農業構造の確立、生産・流通の効率化に向けた取り組みを推進する。

(森林)

森林の有する防災をはじめとした多面的機能の重要性にかんがみ、特に保安林や山間部の森林については保全することを基本とする。

また、林業の持続的かつ健全な育成のため、保育・間伐事業や育成天然林施業、長伐期施業を積極的に導入し、適正な管理による健全な森林資源の維持・保全及び造成を推進する。

松くい虫等の被害については、関係機関との連携により、被害地域の拡大防止対策を進め、健全な森林育成を推進する。

(原野)

原野は、地域の良好な自然環境を形成しており、適正かつ有効な利用を図る。なお、貴重な自然環境については、生態系や景観の維持の観点からその保全を図る。

(水面、河川、水路)

1) 水面

水面は、自然景観、農業生産、レクリエーション等と密接なかかわりを持つなど多面的機能を有している。こうした機能を十分考慮し、景観や自然環境等の整備と保全を図る。特に八郎湖にあつては、平成19年12月、湖沼水質保全特別措置法に基づき環境大臣により指定湖沼[※]とされたことから、水質保全の取り組みを推進する。

※指定湖沼

湖沼水質保全特別措置法(第3条第1項)に基づき、環境大臣が都道府県知事の申出により、湖沼の水質環境基準を保つために、特に総合的な施策が必要として指定した湖沼をいう。

2) 河川

河川は治水と利水の機能を有しており、洪水に対する安全性、水資源の開発等の用地を検討・確保するとともに、水辺空間など河川環境に配慮した整備に努める。

3) 水路

水路は、農業生産基盤における不可欠な施設であり、その用地の確保、整備を図る。また、集落内の水路については、生活環境に配慮した整備に努める。

(道路)

1) 一般道路

道路の整備にあたっては、道路の安全性、快適性の向上に努めるとともに、沿道の景観や環境の保全に配慮する。

2) 農林道

農林道は、農林業の生産性の向上及び農用地、森林の適正な管理を図るため、自然環境の保全に十分配慮した用地の確保と整備に努める。

(宅地)

宅地の確保にあたっては、上下水道等が整備されているなど既存のインフラが活用できる場所を基本とし、農地・森林等の無秩序な開発を避け、低未利用地の利用促進を図る。

1) 住宅地

住宅地は、核家族化の進行等による世帯数の増加や高齢化社会に対応した住宅の質的向上、並びに良好な居住環境を形成するため必要な用地の確保や生活関連施設の計画的な整備を図り、安全でゆとりとやすらぎのある良好な居住環境づくりを進める。

2) 工業用地

本市の工業は、市街地内や周辺地域に事務所が散在し集積度が低いことから、誘導・集積の一環として昭和工業団地への企業誘致を推進する。

3) その他の宅地

事務所・店舗等その他の宅地は、良好な居住環境の形成のため、市街地の土地利用の整序や効率化に配慮し、必要な用地の確保に努める。また、商業施設などについては、周辺の土地利用との調整や地域の景観との調和など良好な環境の形成に配慮した土地利用を図る。

(その他)

公共用地については、市民生活上の重要性、行政需要と市民ニーズの多様化を踏まえ、市総合計画に即した計画的な用地の確保に努める。

(海岸及び沿岸地域)

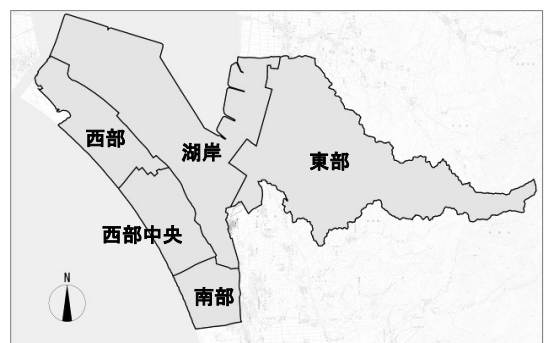
海岸及び沿岸地域は、漁業、レクリエーションに利用がなされているが、貴重な資源としての自然環境と多様な生態系の保全に努める。

1.5. 地域別の市土地利用の基本方向

本市のこれまでの歴史や地域性に配慮しながら市域を5地域に区分した。

- 南 部・・・追分地区
- 西部中央・・・出戸地区
- 西 部・・・天王・二田地区
- 湖 岸・・・八郎湖沿岸
- 東 部・・・昭和・飯田川地区

これら5地域別の基本的な利用方向を示す。



(南部)

現在の市街化区域についてはほとんどが宅地で、一部に工業地がある。周囲は市街化調整区域の平地林や保安林のみどりで囲まれており、既存市街地の住環境整備や都市機能の充実を図る。

(西部中央)

西部中央地域の主な都市的土地利用は宅地で、その周囲はみどりで囲まれていることから、今後とも良好な住環境の維持のため、市街地を囲むみどりの維持・保全を図る。

(西部)

旧天王町の中心として古くから発展し、日本海や保安林など自然環境に囲まれた豊かな地域である。これらは、良好な住環境の維持のためだけでなく、貴重な自然環境として維持・保全するとともに、既存市街地の都市機能の充実に努めるものとする。

また、国道沿道は利便性を活かした産業等の土地利用の推進、低未利用地の有効利用を図る。

(湖岸)

優良な農地が広がる八郎湖湖岸部は、今後ともその機能の維持・保全や、八郎湖の自然環境と多様な生態系の保全を図るとともに、水質改善に努める。

また、優良な農地や自然環境に囲まれた農村環境を維持しながら、引き続き昭和工業団地への企業誘致を推進し、産業集積を進める。

幹線道路である国道の沿道については、その利便性を活かした土地利用を推進し、市土の有効利用と産業の活性化を図る。

(東部)

県道秋田昭和飯田川線沿いに住宅地が形成され、その周辺に農地や森林などが多く、特に豊川地区は豊かな出羽丘陵のみどりに囲まれていることから、既存市街地の住環境整備や都市機能の充実を図りながら、自然豊かな住環境の維持のため、今後とも農地や森林の保全に努める。

2. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその概要

2.1. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(基準年次及び目標年次)

基準年次は平成 27 年とし、計画の目標年次は平成 39 年とする。

(目標年次における人口及び世帯数)

市土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数について、計画の目標年次である平成 39 年には、人口 29,649 人、世帯数 12,708 世帯と想定する。

(地目区分)

市土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目区分とする。

(目標設定の方法)

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定める。

(目標年次における規模の目標)

市土の利用の基本構想に基づく、平成 39 年における利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

■市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

利用区分	年	全 域			構 成 比	
		平成27	平成39	差引増減	平成27	平成39
		A	B	B-A		
農 用 地		3,440	3,420	▲ 20	35.2	35.0
農 地		3,440	3,420	▲ 20	35.2	35.0
田		3,220	3,209	▲ 11	32.9	32.8
畑		220	211	▲ 9	2.3	2.2
採草放牧地		0	0	0	0.0	0.0
森 林		3,138	3,094	▲ 44	32.1	31.7
国有林		260	260	0	2.7	2.7
民有林		2,878	2,834	▲ 44	29.4	29.0
原 野		3	3	0	0.0	0.0
水面・河川・水路		450	457	7	4.6	4.7
水 面		119	119	0	1.2	1.2
河 川		141	141	0	1.4	1.4
水 路		190	197	7	1.9	2.0
道 路		669	687	18	6.8	7.0
一般道路		471	485	14	4.8	5.0
農 道		184	188	4	1.9	1.9
林 道		14	14	0	0.1	0.1
宅 地		870	860	▲ 10	8.9	8.8
住宅地		574	582	8	5.9	6.0
工業用地		32	32	0	0.3	0.3
その他の宅地		264	246	▲ 18	2.7	2.5
そ の 他		1,203	1,252	49	12.3	12.8
総 面 積		9,773	9,773	0	100.0	100.0

2.2. 利用区分別の概要

平成 39 年における市土の利用区分ごとの目標の概要は、次のとおりである。

(農用地)

農用地については、農地整備に伴う農道の増加に 4ha、水路の増加に 7ha、業務・商業の廃止や耕作放棄によるその他への転換が 9ha 見込まれる。

したがって、農用地面積は 20ha 減少し 3,420ha 程度となる。

(森林)

森林については、宅地造成に伴い民有林から一般道路（市道）に 3ha、住宅地に 8ha 転換が見込まれ、さらにその他への転換が 33ha 見込まれる。

したがって、森林面積は 44ha 減少し、3,094ha 程度となる。

(原野)

原野については、平成 24 年以降 3ha で推移していることから、平成 28 年以降も 3ha で推移するものと見込まれる。

(水面・河川・水路)

水面・河川については、現況を今後も維持するものとし、水路については、農地整備等に伴い 7ha の増加を見込み、全体では 457ha 程度となる。

(道路)

一般道路については、高速道路、国道、県道は現状維持と見込み、市道は宅地造成に伴う市道の新設等により 14ha の増加を見込んだ。

農道については、農地整備に伴い 4ha 増加し、188ha 程度となる。

林道については、現況を維持すると見込まれる。

したがって、道路面積は 18ha 増加し 687ha 程度となる。

(宅地)

住宅地については、人口減少が進行するなかで、核家族化、市外からの転入等により世帯数の増加が見込まれ、8ha 増加し 582ha 程度となる。

工業用地については、現況の 32ha を維持すると見込まれる。

その他の宅地については、太陽光発電や風力発電の再生可能エネルギー施設の立地等により、18ha の減少を見込んだ。

したがって、宅地面積は 10ha 減少し 860ha 程度となる。

(その他)

その他については、再生可能エネルギー施設の立地等による転換が農用地 9ha、森林 33ha と見込むほか、その他宅地からの転換を 18ha、道路への転換として-11ha 見込んでいる。

したがって、その他の面積は 49ha 増加し 1,252ha 程度となる。

3. 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を達成するために必要な措置の概要

2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

3.1. 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、規制措置や誘導措置等を通して総合的な対策を図る。

3.2. 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法等、土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。

3.3. 地域整備施策の推進

市土の均衡ある発展を図るため、豊かな自然環境の保全と創造を図り、健康で文化的な生活環境を確保し、市総合計画に即した計画的な施策を推進する。

3.4. 市土の保全と安全性の確保

市土の保全と安全性を確保するため、市土の保全施設の整備・維持管理を推進する。

- 1) 治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和に配慮し、適正な土地利用を図るとともに、市土の保全施設の整備を推進する。
また、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（水道施設、農業水利施設、下水道施設等）の適切な維持管理・更新や安定した水資源の確保のため、総合的な対策を図る。
- 2) 森林のもつ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治水施設の整備を進めるとともに、地域特性に応じた森林の適正な管理を行う。
- 3) 集落地においても、市土の保全施設や地域防災拠点の整備、災害時の情報伝達システムの構築等の対策を推進する。

3.5. 環境の保全と美しい市土の形成

生活環境や自然環境を保全し、美しく魅力ある市土を形成するため、土地利用の適正化を図る。

- 1) 生活環境を保全するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用を図る。
また、廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進するとともに、環境の保全に十分配慮し、環境の調査を実施するほか、市民への啓発活動を充実させる。また、国・県・周辺市町村と連携を図りながら、必要な対策の速やかな実施に努める。
- 2) 豊かな自然との共生をめざし、優れた自然や学術的・歴史的に貴重な地域、自然環境の保全を必要とする地域への開発行為を制限するなど、自然と調和した環境の保全に努める。また、自然とのふれあいの場を保全し、ゆとりある快適な環境の場として適正な利用を図る。
農用地、森林の適正な維持管理や水面・河川及び海岸、沿岸地域の自然・水環境の保全を図る。

特に八郎湖については、指定湖沼に指定されており、水質保全の対策を図る。

- 3) 公園、神社仏閣等については、市民の日常的な安らぎの場として、また、文化財や史跡等については、後世に伝えるべき先人の遺産として、周辺地域を含めた保全を図る。
- 4) 良好な環境を確保するため、公共事業においても環境保全に配慮した計画を検討・作成し、実施を図る。

3.6. 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換については、人口、世帯数及び産業の動向、周辺の土地利用の状況やその他の自然的、社会的条件を踏まえ適正に行う。

- 1) 農用地の転換については、宅地、工業用地、道路等への一部転換が見込まれるが、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、無秩序な転換を抑制し、優良な農地の確保を図る。
- 2) 森林の転換については、木材生産など林業経営の安定に留意しつつ、災害防止、環境保全、水源かん養、保健休養等の森林の持つ機能や地域景観等に与える影響を踏まえ、周辺の土地利用との調整を図る。
- 3) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて事前に十分調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図る。
- 4) 農用地と宅地が混在する地域での土地利用の転換については、土地利用の混在による弊害を防止するため、農用地と宅地相互の土地利用の調和を図る。

3.7. 土地の有効利用の促進

有限な市土の有効利用を図るための利用区分ごとの基本的な方針は、次のとおりである。

- 1) 農用地については、特に優良な農地において保全を図る。また、土地改良等の農地整備を計画的に推進するとともに、農地の流動化による担い手への集積促進等、農業全体の活性化を推進する。
- 2) 森林については、経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。また、景観や防災機能等の確保、自然を活かした観光・レクリエーション空間として、森林と人とのふれあいの場等としての利用に努める。
- 3) 原野については、その保全と適正な有効利用を図る。
- 4) 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意し、自然環境の保全機能を高めるため、必要な水量と水質の確保を図る。また、地域の景観と一体となった水辺空間やスポーツ・レクリエーション空間として、水と人とのふれあいの場の形成を図る。
- 5) 道路については、子どもや高齢者に配慮した道路整備等により、安全かつ快適な交通環境の形成を図る。
- 6) 宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、計画的な宅地供給を促進する。また、生活基盤の整備により、計画的な市街地の形成に努め、ゆとりある快適な環境の確保を図る。ここで、農業振興地域の農用地等の優良な農地や森林については保全を第一とし、自然的土地利用の転換抑制を基本とする。

農用地や平地林（森林）、原野等と宅地が混在または近接する地域については、人と自然、都市と農村が共存できる本市独自の「自然共生型」土地利用を図る。

さらに、国道7号、101号の沿道においては「沿道活用型」土地利用を推進して、商業・業務等の適切な誘導を図る。

3.8. 多様な主体の参画と連携

以上にあげた土地利用における様々な措置を講ずるにあたり、質的向上と市民の満足度の向上を図るためには、市民個人や様々な団体・グループと協働で活動する必要がある。

そこで、市民団体・グループやNPOなどの育成を図るとともに、「市民と協働のまちづくり」に向けた体制づくりや、大学や教育機関等の「学」と連携を推進する。

3.9. 土地に関する調査の推進及び計画の点検

G I S（地理情報システム）等の導入により、道路や河川、都市計画図や土地利用図、人口や農業などのデータベースを構築して、都市計画や農業関係をはじめとする各種計画の効率的な立案、リアルタイム（即時）の管理や状況判断等に資する。

また、計画の推進等にあたっては、各種指標の活用により計画管理を行うとともに、市土地利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、必要に応じて計画の総合的な点検を行う。

第2次 瀧上市国土利用計画

◆ 資料 編 ◆

目 次

1. 市土の利用区分の定義及び把握方法	1
2. 目標値算定の考え方	6
3. 計画目標の総括指標	10
[1] 利用区分ごとの市土利用の推移と目標	10
[2] 土地利用転換マトリックス	10
4. 計画策定にあたっての基礎的指標	11
[1] 人口、世帯数等の推移と将来目標	11
[2] 人口指標の秋田県との比較	11
[3] 産業別就業人口の推移と将来目標	12
[4] 5歳級別人口の目標	12
5. 利用区分ごとの面積及び関係指標の推移と目標	13
【農用地】	13
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 地目別面積の推移と目標	
[3] 土地利用の目標	
【森 林】	14
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 土地利用の目標	
【原 野】	15
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 土地利用の目標	
【水面・河川・水路】	16
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 土地利用の目標	
【道 路】	17
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 土地利用の目標	
【宅 地】	18
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 住宅地面積の推移と目標	
[3] 工業用地面積の推移と目標	
[4] その他の宅地面積の推移と目標	
[5] 土地利用の目標	
【その他】	20
[1] 面積と関係指標の推移と目標	
[2] 土地利用の目標	

1. 市土の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法	備考 * () 内はデータの主な提供元 (市産業課)
1. 農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計。		
(1) 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔 <small>けいはん</small> を含む。水路、農道は含まない。	「秋田農林水産統計年報」の「田」及び「畑（普通畑、樹園地、牧草地）」の合計。 (各年7月15日現在)	
(2) 採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	「農林業センサス調査報告書」及び「世界農林業センサス調査報告書」の採草放牧地に利用されている面積のうち、「森林以外の草生地」による。 (センサス調査年以外は、秋田県建設部建設政策課推計)	▶ 耕起、は種した土地は、牧草地とする。
2. 森林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない。 1) 国有林 ア 林野庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地も含む。 イ 官行造林地 旧公有林野等官行造林法に基づき国が造林した分収林。 ウ その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林の	東北森林管理局統計書（米代西部森林管理署）による。 (各年4月1日現在) 「秋田県林業統計」による。(各年3月31日現在) 「秋田県林業統計」による。(各年3月31日現在)	(市産業課)

	<p>うち林野庁所管以外の森林。</p> <p>2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であつて、同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>地域森林計画対象及び対象外の民有林とも、秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」(各年10月1日現在)による。</p>	
<p>3. 原野</p>	<p>耕作の方法によらないで、雑草、灌木等の生育する土地。 「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から、「採草放牧地」と林野庁所管の国有林に係る部分を除いた面積。</p>	<p>「農林業センサス調査報告書」及び「世界農林業センサス調査報告書」による。なお、センサス調査年以外はトレンド等の推計による。</p>	
<p>4. 水面・河川・水路</p>	<p>次の1)から3)の合計。</p> <p>1) 水面 湖沼(天然湖沼及び人造湖)並びにため池等の満水時の水面面積。</p> <p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>3) 水路 農業用排水路及び幹線用水路敷。</p>	<p>秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」(各年10月1日現在)による。</p> <p>水路は、以下の算式による。 整備済水田面積×整備済水田の水路率 0.067 +未整備水田面積×未整備水田の水路率 0.048</p>	<p>(市産業課) ▶湖沼は該当無し</p> <p>(県建設政策課) ▶堤防敷を含む。 ▶堤防を道路として利用している場合も堤防敷として計上。 ▶1)水面と重複する部分を除く。</p> <p>(県建設政策課) ▶未整備水田面積 =水田面積 -整備済水田面積</p>

		<p>整備済面積は秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」（各年10月1日現在）による。</p>	
<p>5. 道路</p>	<p>一般道路、農道及び林道の合計。私道、道路運送法第2条第8項の自動車道、港湾道路は含まない。</p> <p>1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。</p> <p>2) 農道 ほ場内農道及びほ場外農道。</p> <p>3) 林道 国有林林道及び私有林林道。</p>	<p>整備済面積は秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」（各年10月1日現在）による。</p> <p>ほ場内農道は以下の①、②の合計。 ①整備済水田面積×整備済水田農道率 0.062 + 未整備水田面積×未整備水田農道率 0.044 ②整備済畑面積×整備済畑農道率 0.067 + 未整備畑面積×未整備畑農道率 0.023</p> <p>整備済面積は秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」（各年10月1日現在）による。</p> <p>国有林林道の延長は、東北森林管理局事業統計書による。（各年4月1日現在） 私有林林道の延長は、「秋田県林業統計」による。</p>	<p>➤ 一般道路と農林道が併用しているいわゆる併用農林道は、一般道路に含む。 (県建設政策課・市都市建設課) ➤ 路肩、法面等を含む面積である。 ➤ 自転車道は含まない。 (県建設政策課) ➤ 整備済の畑は該当無し。 (市産業課)</p>

		(各年3月31日現在)	
6. 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果すために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調査」(各年4月1日現在)の宅地の評価総地積と非課税地積を加えたもの。	(市税務課・市都市建設課)
(1) 住宅地	主として、住宅の用に供される家屋に係る土地。	以下の①②の面積の合計。 ①「固定資産の価格等の概要調査」の評価総地積のうち、住宅用地の面積。 ②公営住宅用地の面積。	
(2) 工業用地	工業の用に供する土地で、工業統計表にいう事業所敷地面積を、従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	以下の①②の面積の合計。 ①従業員30人以上の事業所については、「秋田県の工業」による敷地面積。 ②従業員4人以上29人以下の事業所については、産業中分類別に次の算式により算出した面積の合計。 (従業員30人以上事業所敷地面積) × (従業員4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等) / (従業員30人以上事業所の製造品出荷額等) ※基準年次の資料が公表されていない等の理由のため、秋田県建設部建設政策課資料「利用区分別土地利用現況」(各年10月1日現在)によった。	(市企画政策課) ▶ 「事業所敷地面積」は、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積。
(3) その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地で、事業所、店舗等用地がこれにあたる。	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除いた面積。	

7. その他	<p>市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。</p>	<p>「その他」に入る土地としては、次のようなものが考えられる。 学校、公園、緑地、鉄軌道用地、漁港施設用地、墓地、墓園、寺社、ゴルフ場、運動場、海浜地、廃棄物処理施設用地、その他未利用地など、前記土地利用区分のいずれにも属さない土地。</p>	
市土面積	<p>国土交通省国土地理院発行「全国都道府県市区町村別面積調」による。</p>	<p>(各年10月1日現在)</p>	

2. 目標値算定の考え方

区分	現況面積 (平成27年)	目標年面積 (平成39年)	増減	算定の考え方
農用地	ha 3,440	ha 3,420	ha △20	
農地	3,440	3,420	△20	○農地の増加 田及び畑については、新規に造成される見込みはないものと見込んだ。
田	3,220	3,209	△11	
畑	220	211	△9	
採草放牧地	0	0	0	○採草放牧地の増減はないものと見込んだ。
				<p>【平成39年の農用地減少の内訳】 $\Delta 4\text{ha} + \Delta 7\text{ha} + \Delta 9\text{ha} = \Delta 20\text{ha}$ (道路へ) (水面・河川・水路へ) (その他へ)</p> <p>【平成39年の農用地面積】 $3,440\text{ha} - 20\text{ha} = 3,420\text{ha}$ (平成27年) (減少分) (平成39年)</p>
森林	3,138	3,094	△44	
国有林	260	260	0	○国有林の増減 特に大きな変動要因がないことから、現況面積を維持するものと見込んだ。
民有林	2,878	2,834	△44	○民有林の減少 <ul style="list-style-type: none"> 宅地造成に伴う市道の増加 →3haを道路(市道)へ 宅地造成に伴う住宅地の増加 →8haを宅地(住宅地)へ 再生可能エネルギー施設の立地等によるその他の増加 →33haをその他へ

区 分	現 況 面 積 (平成 27 年)	目 標 年 面 積 (平成 39 年)	増 減	算 定 の 考 え 方
	ha	ha	ha	<p>【平成 39 年の森林減少の内訳】 $\Delta 3\text{ha} + \Delta 8\text{ha} + \Delta 33\text{ha} = \Delta 44\text{ha}$ (道路へ) (宅地へ) (その他へ)</p> <p>【平成 39 年の森林面積】 $3,138\text{ha} - 44\text{ha} = 3,094\text{ha}$ (平成 27 年) (減少分) (平成 39 年)</p>
原 野	3	3	0	○原野の増減 特に大きな変動要因がないことから、現況面積を維持するものと見込んだ。
水面・河川 ・水路	450	457	7	
水 面	119	119	0	○水面（ため池）の増減 埋め立て・改修計画等がないものとして、現況面積を維持するものと見込んだ。
河 川	141	141	0	○河川の増減 改修等の計画がないものとして、現況面積を維持するものと見込んだ。
水 路	190	197	7	○水路の増加 農地整備に伴い、整備済水田の水路面積が 25ha 増加し、未整備水田の水路面積が 18ha 減少 →7ha 増加
				<p>【平成 39 年の水面・河川・水路増加の内訳】 農用地（田）から 7ha</p> <p>【平成 39 年の水面・河川・水路面積】 $450\text{ha} + 7\text{ha} = 457\text{ha}$ (平成 27 年) (増加分) (平成 39 年)</p>

区 分	現 況 面 積 (平成 27 年)	目 標 年 面 積 (平成 39 年)	増 減	算 定 の 考 え 方	
道 路	ha 669	ha 687	ha 18	<p>○一般道路の増加 高速道路、国道、県道については、現況面積を維持するものと見込んだ。 市道については、宅地造成等に伴い増加するもの見込んだ。 ・宅地造成に伴う増加 →森林（民有林）から 3ha ・市道改良等に伴う増加 →その他から 11ha</p> <p>○農道の増加 農地整備等に伴う増加 →農用地（田）から 4ha</p> <p>○林道の増減 現況面積を維持するものと見込んだ。</p> <p>【平成 39 年の道路増加の内訳】 3ha + 4ha + 11ha = 18ha (森林から) (農用地から) (その他から)</p> <p>【平成 39 年の道路面積】 669ha + 18ha = 687ha (平成 27 年) (増加分) (平成 39 年)</p>	
一般道路	471	485	14		
高速道路	28	28	0		
国 道	94	94	0		
県 道	52	52	0		
市 道	297	311	14		
農 道	184	188	4		
林 道	14	14	0		
宅 地	870	860	△10		<p>○住宅地の増加 核家族化や他市町からの転入等と、都市計画法第 34 条第 11 号 (3411) の影響により、今後も世帯数が増加することに伴い住宅地も増える見込んだ。 住宅地：8ha 増加 →森林（民有林）から 8ha</p> <p>○工業用地の増減 現況面積を維持するものと見込んだ。</p>
住宅地	574	582	8		
工業用地	32	32	0		

区 分	現 況 面 積 (平成 27 年)	目 標 年 面 積 (平成 39 年)	増 減	算 定 の 考 え 方
その他の 宅 地	264	246	△18	<p>○その他の宅地の減少 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの進展等により、その他の宅地は減少するものと見込んだ。 その他の宅地：18ha 減少 →その他へ 18ha</p> <p>【平成 39 年の宅地減少の内訳】 8ha + △18ha = △10ha (森林から) (その他へ)</p> <p>【平成 39 年の宅地面積】 870ha - 10ha = 860ha (平成 27 年) (減少分) (平成 39 年)</p>
そ の 他	1,203	1,252	49	<p>○その他の増減 →農用地 (畑) より 9ha →森林 (民有林) より 33ha →宅地 (その他の宅地) より 18ha →道路 (一般道路) へ △11ha</p> <p>【平成 39 年のその他増加の内訳】 9ha + 33ha + 18ha + △11ha = 49ha (農用地から) (森林から) (宅地から) (道路へ)</p> <p>【平成 39 年のその他面積】 1,203ha + 49ha = 1,252ha (平成 27 年) (増加分) (平成 39 年)</p>

3. 計画目標の総括指標

[1] 利用区分ごとの市土利用の推移と目標

(単位:ha)

利用区分	年	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成39
農用地	農地	3,461	3,460	3,460	3,458	3,453	3,453	3,451	3,451	3,450	3,440	3,420
	農地	3,461	3,460	3,460	3,458	3,453	3,453	3,451	3,451	3,450	3,440	3,420
	田	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230	3,220	3,209
	畑	231	230	230	228	223	223	221	221	220	220	211
	採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	森林	3,228	3,228	3,226	3,227	3,224	3,180	3,177	3,151	3,148	3,138	3,094
	国有林	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260
	民有林	2,968	2,968	2,966	2,967	2,964	2,920	2,917	2,891	2,888	2,878	2,834
原野	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
水面・河川・水路	水面・河川・水路	445	445	445	445	446	449	449	449	451	450	457
	水面	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
	河川	139	139	139	139	140	141	141	141	141	141	141
	水路	187	187	187	187	187	189	189	189	191	190	197
道路	道路	661	663	666	669	667	668	666	668	671	669	687
	一般道路	456	464	467	470	468	468	466	468	470	471	485
	農道	188	182	182	182	182	183	183	183	184	184	188
	林道	17	17	17	17	17	17	17	17	17	14	14
宅地	宅地	798	805	815	819	822	822	824	823	835	870	860
	住宅地	543	551	555	559	562	563	565	565	572	574	582
	工業用地	23	32	26	24	23	21	x	32	32	32	32
	その他の宅地	232	222	234	236	237	238	259	226	231	264	246
その他	1,200	1,192	1,181	1,175	1,181	1,221	1,226	1,251	1,215	1,203	1,252	
総面積	9,796	9,796	9,796	9,796	9,796	9,796	9,796	9,796	9,796	9,773	9,773	9,773

[2] 土地利用転換マトリックス

(単位:ha)

前の地目	農用地		森林		原野		水面・河川・水路		道路		宅地		その他	
	H27	H39	H27	H39	H27	H39	H27	H39	H27	H39	H27	H39	H27	H39
農用地	3,440							7		4				9
森林			3,138							3		8		33
原野					3									
水面・河川・水路		▲7					450							
道路		▲4		▲3					669					▲11
宅地				▲8							870			18
その他		▲9		▲33						11		▲18	1,203	
増減		▲20		▲44		0		7		18		▲10		49
見通し(平成39年)	3,440	3,420	3,138	3,094	3	3	450	457	669	687	870	860	1,203	1,252

4. 計画策定にあたっての基礎的指標

[1] 人口、世帯数等の推移と将来目標

区分 ※()内は単位	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成39	伸び率(%) 平成39 /平成27
	人								
口									
総人口(人)	33,482	33,470	34,660	35,711	35,814	34,442	33,083	29,649	89.6%
15歳未満人口(人)	7,274	6,366	5,583	5,194	4,926	4,247	3,720	3,072	82.6%
65歳以上人口(人)	3,474	4,266	5,602	6,918	8,034	8,909	10,366	10,817	104.4%
世帯(世帯)	8,881	9,297	10,279	11,277	11,951	11,936	12,023	12,708	105.7%
人									
労働									
力									
労働人口									
労働力人口(人)	16,860	17,193	17,921	18,542	18,192	17,226	16,357	15,180	92.8%
非労働力人口(人)	9,320	9,897	11,151	11,951	12,518	12,961	12,430	9,873	79.4%
就業者数(人)	16,238	16,645	17,176	17,593	16,689	15,482	15,490	14,202	91.7%

※ 国勢調査による。

[2] 人口指標の秋田県との比較

区分	潟上市							秋田県							
	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	
人口	年少人口指数	32.0	27.9	23.8	22.0	21.6	20.0	19.6	29.6	26.9	24.0	21.9	20.5	19.4	18.8
	老年人口指数	15.3	18.7	23.9	29.3	35.2	41.9	54.6	18.7	23.5	30.2	37.5	44.4	50.4	62.2
	従属人口指数	47.3	46.6	47.6	51.3	56.7	61.8	74.1	48.3	50.4	54.2	59.3	64.9	69.8	81.0
	高齢化指数	47.8	67.0	100.3	133.2	163.1	209.8	278.7	63.1	87.2	125.9	171.5	216.3	259.8	331.8
	労働力率(%)	64.3	63.4	61.6	60.8	58.9	57.0	55.7	63.7	62.7	61.5	59.9	58.4	56.2	55.0
労働力人口	全産業(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業(%)	17.4	13.4	9.8	7.7	6.7	6.7	6.0	21.8	17.2	13.1	11.0	11.1	9.9	9.6
	第二次産業(%)	36.8	38.6	38.0	37.3	27.4	27.4	26.3	28.7	31.9	32.1	30.9	26.7	24.7	24.0
	第三次産業(%)	45.8	48.0	52.2	54.9	65.9	65.9	65.4	49.4	50.8	54.6	58.0	61.6	63.9	64.8
	分類不能の産業(%)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	2.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.6	1.5	1.6
総人口(人)	33,482	33,470	34,660	35,711	35,814	34,442	33,083	1,254,032	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,145,501	1,085,997	1,023,119	

※ 国勢調査による。

[3] 産業別就業人口の推移と将来目標

(単位:人)

区 分	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	平成39	伸び率
									平成39 /平成27
第1次産業	2,825	2,229	1,685	1,352	1,308	1,035	933	560	60.0%
農業	2,659	2,015	1,530	1,245	1,191	946	868	521	60.0%
林業	29	30	20	9	14	21	23	14	60.0%
水産業	137	184	135	98	103	68	42	25	60.0%
第2次産業	5,968	6,421	6,522	6,558	5,034	4,243	4,068	2,806	69.0%
鉱業	46	32	33	17	14	12	19	13	69.0%
建設業	2,437	2,449	2,884	3,091	2,488	2,048	1,964	1,355	69.0%
製造業	3,485	3,940	3,605	3,450	2,532	2,183	2,085	1,438	69.0%
第3次産業	7,434	7,989	8,966	9,655	10,231	10,195	10,137	10,437	103.0%
電気・ガス・水道業	63	61	72	80	61	45	60	62	103.0%
運輸・通信業 (情報通信業)	991	1,033	1,081	1,074	1,104	1,057	920	947	103.0%
(運輸業)									103.0%
卸売・小売業	2,933	2,970	3,292	3,439	2,975	2,772	2,677	2,756	103.0%
金融・保険業	280	326	341	305	254	249	208	214	103.0%
不動産業	38	61	58	55	65	165	178	183	103.0%
サービス業 (学術研究、専門・技術サービス業)	2,546	2,956	3,549	4,106	5,174	5,316	5,458	5,620	103.0%
(飲食店、宿泊業)									103.0%
(生活関連サービス業、娯楽業)									103.0%
(医療、福祉)									103.0%
(教育、学習支援業)									103.0%
(複合サービス事業)									103.0%
(サービス業)									103.0%
公務									583
分類不能	11	6	3	28	116	9	352	52	14.8%
総 計	16,238	16,645	17,176	17,593	16,689	15,482	15,490	13,855	89.4%

※ 国勢調査による。

日本標準産業分類は平成14年3月に改訂されており、平成17年以降は旧分類と合わせている。

[4] 5歳級別人口の目標

(単位:人、%)

人口 年齢 区分	平成27年人口(国勢調査)						平成39年人口(目標)						伸び率(%)		
	総 数	男		女		総 数	男		女		平成39/平成27				
		人数	比率	人数	比率		人数	比率	人数	比率	総 数	男	女		
0~4	1,016	509	3.3	507	2.9	839	420	3.0	419	2.6	82.6	82.5	82.6		
5~9	1,215	679	4.4	536	3.1	1,003	561	4.1	442	2.8	82.6	82.6	82.5		
10~14	1,489	762	4.9	727	4.1	1,230	629	4.6	601	3.8	82.6	82.5	82.7		
15~19	1,477	772	5.0	705	4.0	1,225	640	4.6	585	3.7	82.9	82.9	83.0		
20~24	1,216	595	3.8	621	3.5	1,009	494	3.6	515	3.2	83.0	83.0	82.9		
25~29	1,244	602	3.9	642	3.7	1,032	499	3.6	533	3.4	83.0	82.9	83.0		
30~34	1,545	789	5.1	756	4.3	1,282	655	4.7	627	4.0	83.0	83.0	82.9		
35~39	2,057	1,044	6.7	1,013	5.8	1,707	866	6.3	841	5.9	83.0	83.0	83.0		
40~44	2,171	1,050	6.8	1,121	6.4	1,801	871	6.3	930	5.9	83.0	83.0	83.0		
45~49	2,093	966	6.2	1,127	6.4	1,736	801	5.8	935	5.9	82.9	82.9	83.0		
50~54	2,104	1,032	6.6	1,072	6.1	1,746	856	6.2	890	5.6	83.0	82.9	83.0		
55~59	2,275	1,115	7.2	1,160	6.6	1,887	925	6.7	962	6.1	82.9	83.0	82.9		
60~64	2,815	1,368	8.8	1,447	8.3	2,335	1,135	8.2	1,200	7.6	82.9	83.0	82.9		
65~69	2,994	1,423	9.2	1,571	9.0	3,124	1,485	10.8	1,639	10.3	104.3	104.4	104.3		
70~74	2,178	963	6.2	1,215	6.9	2,273	1,005	7.3	1,268	8.0	104.4	104.4	104.4		
75~79	1,909	832	5.4	1,077	6.1	1,992	868	6.3	1,124	7.1	104.3	104.3	104.4		
80~84	1,596	619	4.0	977	5.6	1,665	646	4.7	1,019	6.4	104.3	104.4	104.3		
85~90	1,110	306	2.0	804	4.6	1,158	319	2.3	839	5.3	104.3	104.2	104.4		
90歳以上	553	103	0.7	450	2.6	577	107	0.8	470	3.0	104.3	103.9	104.4		
年齢不詳	26	18	0.1	8	0.0	28	19	0.1	9	0.1	-	-	-		
合 計	33,083	15,547	100.3	17,536	100.0	29,649	13,801	100.0	15,848	100.7	89.6	88.8	90.4		

※ 国勢調査による。

5. 利用区分ごとの面積及び関係指標の推移と目標

【農用地】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

区分 年	農用地面積 (ha)				人口 (人)	農業就業 人口 (人)	人口 1人あたり 農用地面積 (㎡/人)	農業就業 人口 1人あたり 農用地面積 (㎡/人)
	農地		採草 放牧地 (ha)	計 (ha)				
	田 (ha)	畑 (ha)						
平成18	3,230	231	0	3,461	35,560	1,183	973	29,267
19	3,230	230	0	3,460	35,471	1,180	975	29,332
20	3,230	230	0	3,460	35,232	1,172	982	29,531
21	3,230	228	0	3,458	34,852	1,159	992	29,836
22	3,230	223	0	3,453	34,442	946	1,003	36,501
23	3,230	223	0	3,453	34,176	939	1,010	36,785
24	3,230	221	0	3,451	33,858	930	1,019	37,109
25	3,230	221	0	3,451	33,558	922	1,028	37,441
26	3,230	220	0	3,450	33,344	916	1,035	37,670
27	3,220	220	0	3,440	33,083	868	1,040	39,631
39	3,209	211	0	3,420	29,649	526	1,153	65,031

※ 農用地：産業課資料

採草放牧地：「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。（センサス調査年以外は推計）

人口：平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による

農業就業人口：平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は推計による

[2] 地目別面積の推移と目標

区分 年	農用地 合計 (ha)	農地 (ha)						採草 放牧地 (ha)
		計	田	畑				
				計	普通畑	樹園地	牧草地	
平成18	3,461	3,461	3,230	231	142	89	0	0
19	3,460	3,460	3,230	230	141	89	0	0
20	3,460	3,460	3,230	230	141	89	0	0
21	3,458	3,458	3,230	228	140	88	0	0
22	3,453	3,453	3,230	223	137	86	0	0
23	3,453	3,453	3,230	223	137	86	0	0
24	3,451	3,451	3,230	221	136	85	0	0
25	3,451	3,451	3,230	221	136	85	0	0
26	3,450	3,450	3,230	220	135	85	0	0
27	3,440	3,440	3,220	220	135	85	0	0
39	3,420	3,420	3,209	211	130	81	0	0

※ 農用地：産業課資料

採草放牧地：「農林業センサス」及び「世界農林業センサス」による。（センサス調査年以外は推計）

農地中、畑の内訳（普通畑、樹園地、牧草地）は推計による。

[3] 土地利用の目標

(単位:ha)

区 分	現 況 (平成27年)	増 加 (平成27~39年)			減 少 (平成27~39年)			差 引	目 標 (平成39年)
		前の地目	面 積	考え方	転出先	面 積	考え方		
田	3,220		0		道路(農道)	▲ 4	農地整備に伴う農道	▲ 11	3,209
					水面・河川・水路	▲ 7	農地整備に伴う水路		
畑	220				その他	▲ 9	再生可能エネルギー施設等	▲ 9	211
採草放牧地	0		0			0			0
合 計	3,440		0			▲ 20		▲ 20	3,420

【森 林】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

年	区分	森林面積 (ha)			人 口 (人)	市土面積 (ha)	人口 1人あたり 森林面積 (㎡/人)	市土面積 に占める 森林面積 (%)
		国有林 (ha)	民有林 (ha)	計 (ha)				
平成18		260	2,968	3,228	35,560	9,796	908	33.0
19		260	2,968	3,228	35,471	9,796	910	33.0
20		260	2,966	3,226	35,232	9,796	916	32.9
21		260	2,967	3,227	34,852	9,796	926	32.9
22		260	2,964	3,224	34,442	9,796	936	32.9
23		260	2,920	3,180	34,176	9,796	930	32.5
24		260	2,917	3,177	33,858	9,796	938	32.4
25		260	2,891	3,151	33,558	9,796	939	32.2
26		260	2,888	3,148	33,344	9,773	944	32.2
27		260	2,878	3,138	33,083	9,773	949	32.1
39		260	2,834	3,094	29,649	9,773	1,044	31.7

※ 森林面積:産業課資料

人口:平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による

[2] 土地利用の目標

(単位:ha)

区 分	現 況 (平成27年)	増 加 (平成27~39年)			減 少 (平成27~39年)			差 引	目 標 (平成39年)
		前の地目	面 積	考え方	転出先	面 積	考え方		
国 有 林	260		0			0		0	260
民 有 林	2,878				道路(市道)	▲ 3	宅地造成に伴うもの	▲ 3	2,834
					宅地(住宅地)	▲ 8	宅地造成に伴うもの	▲ 8	
					そ の 他	▲ 33	再生可能エネルギー施設等	▲ 33	
合 計	3,138		0			▲ 44		▲ 44	3,094

【原 野】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

区分 年	原野面積 (ha)	人 口 (人)	市土面積 (ha)	人口 1人あたり 原野面積 (㎡/人)	市土面積に 占める 原野面積 の割合 (%)
平成18	3	35,560	9,796	0.84	0.0
19	3	35,471	9,796	0.85	0.0
20	3	35,232	9,796	0.85	0.0
21	3	34,852	9,796	0.86	0.0
22	3	34,442	9,796	0.87	0.0
23	3	34,176	9,796	0.88	0.0
24	3	33,858	9,796	0.89	0.0
25	3	33,558	9,796	0.89	0.0
26	3	33,344	9,773	0.90	0.0
27	3	33,083	9,773	0.91	0.0
39	3	29,649	9,773	1.01	0.0

※ 「世界農林業センサス」及び「農林業センサス」により推計。ただし、2015年(H23)農林業センサスにおいてデータ不明により、平成22年以降変動がないものと推定。

人口は、平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[2] 土地利用の目標

区 分	現 況 (平成27年)	増 加 (平成27~39年)			減 少 (平成27~39年)			差 引	目 標 (平成39年)
		前の地目	面 積	考え方	転出先	面 積	考え方		
原 野	3		0			0		0	3
合 計	3		0			0		0	3

(単位:ha)

【水面・河川・水路】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

区分 年	水面・河川・水路面積 (ha)				人口 (人)	市土面積 (ha)	人口 千人あたり 水面・河川 ・水路 (㎡/人)	市土面積に 占める 水面・河川 ・水路面積の 割合 (%)
	水面	河川	水路	計				
平成18	119	139	187	445	35,560	9,796	125	4.5
19	119	139	187	445	35,471	9,796	125	4.5
20	119	139	187	445	35,232	9,796	126	4.5
21	119	139	187	445	34,852	9,796	128	4.5
22	119	140	187	446	34,442	9,796	130	4.6
23	119	141	189	449	34,176	9,796	131	4.6
24	119	141	189	449	33,858	9,796	133	4.6
25	119	141	189	449	33,558	9,796	134	4.6
26	119	141	191	451	33,344	9,773	135	4.6
27	119	141	190	450	33,083	9,773	136	4.6
39	119	141	197	457	29,649	9,773	154	4.7

※ 水面は産業課資料による。

河川及び水路は「秋田県国土利用計画管理運営資料」(県建設政策課)による。

人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による

[2] 土地利用の目標

区分	現況 (平成27年)	(単位:ha)						差引	目標 (平成39年)
		増加(平成27~39年)			減少(平成27~39年)				
		前の地目	面積	考え方	転出先	面積	考え方		
水面	119		0			0		0	119
河川	141		0			0		0	141
水路	190	農用地(田)	7	農地整備に伴う水路		0		7	197
合計	450		7			0		7	457

【道 路】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

年	道 路 面 積 (ha)				人 口 (人)	市土面積 (ha)	人口 千人あたり 道路面積 (㎡/千人)	市土面積に占 める道路面積 の割合 (%)
	一般道路	農 道	林 道	計				
平成18	456	188	17	661	35,560	9,796	186	6.7%
19	464	182	17	663	35,471	9,796	187	6.8%
20	467	182	17	666	35,232	9,796	189	6.8%
21	470	182	17	669	34,852	9,796	192	6.8%
22	468	182	17	667	34,442	9,796	194	6.8%
23	468	183	17	668	34,176	9,796	195	6.8%
24	466	183	17	666	33,858	9,796	197	6.8%
25	468	183	17	668	33,558	9,796	199	6.8%
26	470	184	17	671	33,344	9,773	201	6.9%
27	471	184	14	669	33,083	9,773	202	6.8%
39	485	188	14	687	29,649	9,773	232	7.0%

※ 一般道路：高速道路、国道、県道、市道の合計。「秋田県国土利用計画管理運営資料」（県建設政策課）による。

ただし、市道は「潟上市市道台帳」（都市建設課）による。

農道：「秋田県国土利用計画管理運営資料」（県建設政策課）による。

林道：産業課資料による。

人口：平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[2] 土地利用の目標

(単位:ha)

区 分	現 況 (平成27年)	増 加 (平成27~39年)			減 少 (平成27~39年)			差 引	目 標 (平成39年)
		前の地目	面 積	考え方	転出先	面 積	考え方		
高速道路	28							0	28
国 道	94							0	94
県 道	52							0	52
市 道	297	森林(民有林)	3	宅地造成に伴うもの				14	311
		その他の宅地	11	市道改良等に伴うもの					
農 道	184	農用地(田)	4	農地整備に伴うもの				4	188
林 道	14							0	14
合 計	669		18			0		18	687

【宅 地】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

区分 年	宅 地 面 積 (ha)				人 口 (人)	市土面積 (ha)	人口 1人あたり 宅地面積 (㎡/人)	市土面積 に占める 宅地面積 の割合 (%)
	住 宅 地	工業用地	その他 の 地	計				
平成18	543	23	232	798	35,560	9,796	224	8.1%
19	551	32	222	805	35,471	9,796	227	8.2%
20	555	26	234	815	35,232	9,796	231	8.3%
21	559	24	236	819	34,852	9,796	235	8.4%
22	562	23	237	822	34,442	9,796	239	8.4%
23	563	21	238	822	34,176	9,796	241	8.4%
24	565	x	259	824	33,858	9,796	243	8.4%
25	565	32	226	823	33,558	9,796	245	8.4%
26	572	32	231	835	33,344	9,773	250	8.5%
27	574	32	264	870	33,083	9,773	263	8.9%
39	582	32	246	860	29,649	9,773	290	8.8%

※ 住宅地面積は税務課資料による。

住宅地面積は「固定資産の価格等の概要調書」(各年4月1日現在)の宅地の評価総地積と非課税地積を加えたもの。

工業用地面積:「工業統計調査」による。ただし、平成24年は公表されていないため「X」、平成27年は調査中止のため公表されていないが、「秋田県国土利用計画管理運営資料」の数値を用いた。

その他の宅地面積は、宅地から住宅地及び工業用地を除いた面積。

人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[2] 住宅地面積の推移と目標

区分 年	住 宅 地 面 積 (ha)	人 口 (人)	市土面積 (ha)	総世帯数 (世帯)	人口 1人あたり 住宅地面積 (㎡/人)	1世帯あたり 住宅地面積 (㎡/世帯)	市土面積に 占める住宅地 面積の割合 (%)
平成18	543	35,560	9,796	12,482	153	435	5.5%
19	551	35,471	9,796	12,572	155	438	5.6%
20	555	35,232	9,796	12,728	158	436	5.7%
21	559	34,852	9,796	12,851	160	435	5.7%
22	562	34,442	9,796	11,936	163	471	5.7%
23	563	34,176	9,796	13,021	165	432	5.7%
24	565	33,858	9,796	13,132	167	430	5.8%
25	565	33,558	9,796	13,230	168	427	5.8%
26	572	33,344	9,773	13,269	172	431	5.9%
27	574	33,083	9,773	12,023	174	477	5.9%
39	582	29,649	9,773	12,708	196	458	6.0%

※ 住宅地:「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうち、住宅用地の面積及び公営住宅用地の面積。

人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[3] 工業用地面積の推移と目標

区分 年	工業用地 面積 (ha)	人 口 (人)	市土面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者 1人あたり 工業用地面積 (㎡/人)	市土面積に 占める工業用地 面積の割合 (%)
平成18	23	35,560	9,796	1,824	126	0.2%
19	32	35,471	9,796	1,706	188	0.3%
20	26	35,232	9,796	1,766	147	0.3%
21	24	34,852	9,796	1,600	150	0.2%
22	23	34,442	9,796	1,578	146	0.2%
23	21	34,176	9,796	1,591	132	0.2%
24	x	33,858	9,796	1,227	x	x
25	32	33,558	9,796	1,273	251	0.3%
26	32	33,344	9,773	1,286	249	0.3%
27	32	33,083	9,773	1,276	251	0.3%
39	32	29,649	9,773	1,143	280	0.3%

※ 工業用地面積:「工業統計調査」による。ただし、平成24年は公表されていないため「X」、平成27年は調査中止のため公表されていないが「秋田県国土利用計画管理運営資料」による。

従業者数は各年「秋田県の工業」の4. 市町村別・産業中分類別統計表による

人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[4] その他の宅地面積の推移と目標

区分 年	その他の宅地 面積 (ha)	人 口 (人)	市土面積 (ha)	人口 1人あたり その他の宅地 面積 (㎡/人)	市土面積に 占める その他の宅地 面積の割合 (%)
平成18	232	35,560	9,796	65	2.4%
19	222	35,471	9,796	63	2.3%
20	234	35,232	9,796	66	2.4%
21	236	34,852	9,796	68	2.4%
22	237	34,442	9,796	69	2.4%
23	238	34,176	9,796	70	2.4%
24	259	33,858	9,796	76	2.6%
25	226	33,558	9,796	67	2.3%
26	231	33,344	9,773	69	2.4%
27	264	33,083	9,773	80	2.7%
39	246	29,649	9,773	83	2.5%

※ その他の宅地面積は、宅地から住宅地及び工業用地を除いた面積。

人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

[5] 土地利用の目標

(単位:ha)

区分	現況 (平成27年)	増加(平成27~39年)			減少(平成27~39年)			差引	目標 (平成39年)
		前の地目	面積	考え方	転出先	面積	考え方		
住宅地	574	森林(民有林)	8	宅地造成による		0		8	582
工業用地	32		0			0		0	32
その他の宅地	264		0		その他	▲18	その他へ転換	▲18	246
合計	870		8			▲18		▲10	860

※平成27年の工業用地は公表されていないため、平成26年と同面積(32ha)とした。

【その他】

[1] 面積と関係指標の推移と目標

区分 年	その他 面積 (ha)	人口 (人)	市土面積 (ha)	人口 1人あたり 宅地面積 (㎡/人)	市土面積に 占める その他面積 の割合 (%)
平成18	1,200	35,560	9,796	337	12.2%
19	1,192	35,471	9,796	336	12.2%
20	1,181	35,232	9,796	335	12.1%
21	1,175	34,852	9,796	337	12.0%
22	1,181	34,442	9,796	343	12.1%
23	1,221	34,176	9,796	357	12.5%
24	1,226	33,858	9,796	362	12.5%
25	1,251	33,558	9,796	373	12.8%
26	1,215	33,344	9,773	364	12.4%
27	1,203	33,083	9,773	364	12.3%
39	1,252	29,649	9,773	422	12.8%

※ その他面積は市土面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地面積を差し引いた数値である。





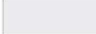









人口は平成22、27年は「国勢調査」、それ以外は「秋田県年齢別人口流動調査」による。

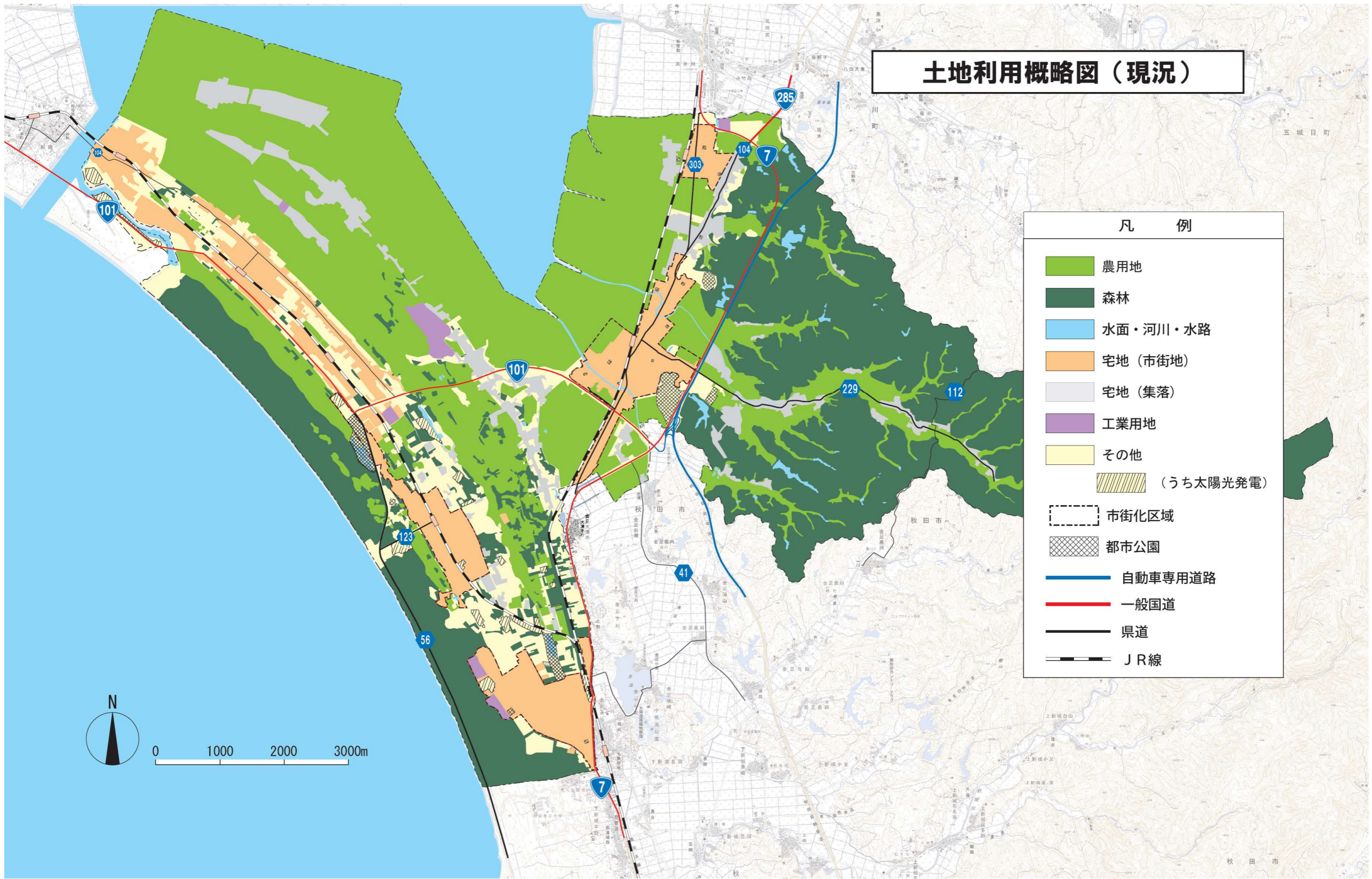
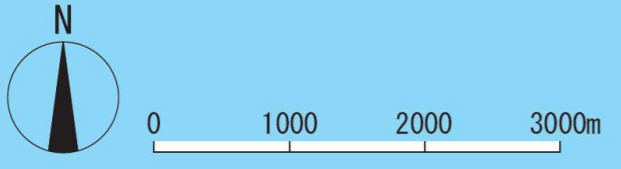
[2] 土地利用の目標

(単位:ha)

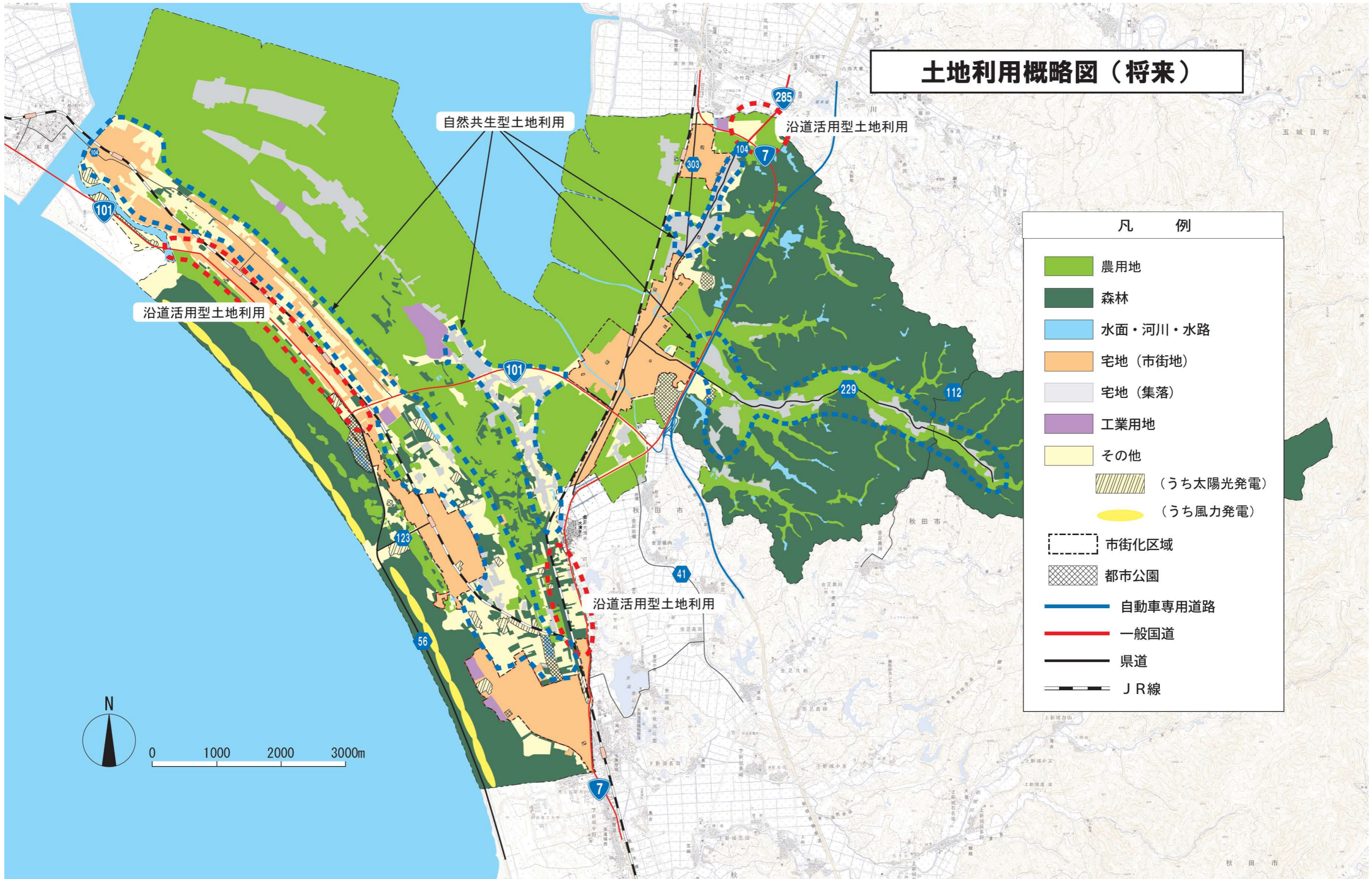
区分	現況 (平成27年)	増加(平成27~39年)			減少(平成27~39年)			差引	目標 (平成39年)
		前の地目	面積	考え方	転出先	面積	考え方		
その他	1,203	農用地(畑)	9	再生可能エネルギー施設等	道路(市道)	▲11	市道改良等	49	1,252
		森林(民有林)	33	再生可能エネルギー施設等					
		宅地(その他の宅地)	18						
合計	1,203		60			▲11	49	1,252	

土地利用概略図（現況）

凡 例	
	農用地
	森林
	水面・河川・水路
	宅地（市街地）
	宅地（集落）
	工業用地
	その他
	（うち太陽光発電）
	市街化区域
	都市公園
	自動車専用道路
	一般国道
	県道
	J R線



土地利用概略図（将来）



自然共生型土地利用

沿道活用型土地利用

沿道活用型土地利用

沿道活用型土地利用

凡 例

- 農用地
- 森林
- 水面・河川・水路
- 宅地（市街地）
- 宅地（集落）
- 工業用地
- その他
- （うち太陽光発電）
- （うち風力発電）
- 市街化区域
- 都市公園
- 自動車専用道路
- 一般国道
- 県道
- JR線



0 1000 2000 3000m